

議案

議案第 1 号

令和 4 年度財政投融资計画補正

令和4年度財政投融资計画補正

機 関 名	財 政 融 資			産 業 投 資			政 府 保 証			合 計			参 考					
													自 己 資 金 等			再 計		
	当初計画 (億円)	補 正 (億円)	改定計画 (億円)	当初計画 (億円)	補 正 (億円)	改定計画 (億円)	当初計画 (億円)	補 正 (億円)	改定計画 (億円)	当初計画 (億円)	補 正 (億円)	改定計画 (億円)	当初計画 (億円)	補 正 (億円)	改定計画 (億円)	当初計画 (億円)	補 正 (億円)	改定計画 (億円)
株 式 会 社 国 際 協 力 銀 行	4,010	7,000	11,010	850	—	850	11,200	△4,000	7,200	16,060	3,000	19,060	(200) 6,940	(—) —	(200) 6,940	23,000	3,000	26,000
独 立 行 政 法 人 国 際 協 力 機 構	5,237	5,010	10,247	—	—	—	1,180	—	1,180	6,417	5,010	11,427	(800) 7,783	(—) —	(800) 7,783	14,200	5,010	19,210
独 立 行 政 法 人 住 宅 金 融 支 援 機 構	349	—	349	—	—	—	2,200	200	2,400	2,549	200	2,749	(23,772) 22,366	(△200) △ 200	(23,572) 22,166	24,915	—	24,915
株 式 会 社 日 本 政 策 投 資 銀 行	3,000	2,000	5,000	500	—	500	3,500	—	3,500	7,000	2,000	9,000	(6,300) 18,900	(—) —	(6,300) 18,900	25,900	2,000	27,900
食 料 安 定 供 給 特 別 会 計 外 27機関	151,892	—	151,892	1,912	—	1,912	3,025	—	3,025	156,829	—	156,829	(8,670)	(—)	(8,670)			
合 計	164,488	14,010	178,498	3,262	—	3,262	21,105	△3,800	17,305	188,855	10,210	199,065	(39,742)	(△200)	(39,542)			

財政投融资計画の運用に当たっては、経済事情の変動等に応じ、国会の議決の範囲内で財政融資又は政府保証を増額することができる。

- (注) 1 「財政融資」、「産業投資」及び「政府保証」は、それぞれ「財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律」(昭48法7)第5条第2項第1号、第2号及び第3号に掲げる運用、投資及び債務保証である。
- 2 「自己資金等」欄の()書は、財投機関債(独立行政法人等が民間金融市場において個別に発行する政府保証のない公募債券をいう。)の発行により調達する金額を内書したものである。
- 3 「参考」欄の計数は、それぞれ四捨五入によっている。

議案第 2 号

令和 4 年度財政融資資金運用計画の一部変更

令和4年度財政融資資金運用計画の一部変更について

令和4年度における財政融資資金運用計画について、下記のとおり変更する。

記

(単位：億円)

機 関 名	現計画	追 加	追加後計画
株式会社国際協力銀行	4, 0 1 0	7, 0 0 0	1 1, 0 1 0
独立行政法人国際協力機構	5, 2 3 7	5, 0 1 0	1 0, 2 4 7
株式会社日本政策投資銀行	3, 0 0 0	2, 0 0 0	5, 0 0 0

議案第 3 号

令和 4 年度の財政融資資金の融通条件の改定

令和4年度の財政融資資金の融通条件の改定について

令和4年度の財政融資資金の融通条件（令和3年12月23日決定）を下記のように改め、令和4年度特別会計補正予算（特第2号）の成立日から適用する。

なお、貸付利率は、国債の利回りを基準として財務大臣が毎月定める利率とする。

記

1. 記6 株式会社国際協力銀行に対する貸付けただし書を次のとおり改める。

ただし、外貨貸付のための外貨の調達に係る貸付けについては、20年以内（満期一括償還）、15年以内（満期一括償還）、10年以内（満期一括償還）又は7年以内（満期一括償還）とし、令和4年度における貸付けのうち7,338億円については、5年以内（満期一括償還）とすることができる。

2. 記7 独立行政法人国際協力機構に対する貸付けただし書を次のとおり改める。

ただし、令和4年度における貸付けのうち730億円については、40年以内（5年以内の据置期間を含む。）、1,480億円については、35年以内（5年以内の据置期間を含む。）、2,240億円については、30年以内（5年以内の据置期間を含む。）、1,770億円については、25年以内（5年以内の据置期間を含む。）、1,540億円については、20年以内（5年以内の据置期間を含む。）とすることができる。

議案關係說明資料

「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」（令和4年10月28日閣議決定）に基づき、物価高騰・賃上げへの取組や、新しい資本主義の重点分野への投資等を推進する。

追加額：1兆210億円（うち財政融資 1兆4,010億円、政府保証 ▲3,800億円）

※今般の経済対策における財政投融资支出額は、1兆4,210億円

➤ 追加のある財投機関と追加事由

（独）国際協力機構

追加額：5,010億円（財政融資）

- ✓ ウクライナ危機による食糧価格などの物価高騰、先進国の利上げ等による通貨安など、開発途上地域の脆弱性が高まっていることから、**開発途上国等に対する緊急財政支援**を通じ、社会経済の安定等に寄与することで、経済安全保障の強化を図る。
- ✓ 我が国の国際協力に係る政府方針（インフラシステム海外展開戦略の実施や質の高いインフラの推進等）に基づき令和4年度に実施中の事業について、**円安の影響を受けた追加の資金需要**に対応する。

（株）国際協力銀行

追加額：7,000億円（財政融資）、▲4,000億円（政府保証）

- ✓ 燃料価格高騰の影響を受ける本邦電力・ガス会社等の日本企業による**燃料輸入のための金融支援**を行う。
- ✓ **グリーンやデジタルなど日本企業が強みを有する分野**の海外展開や、**日本企業のサプライチェーン強靱化**を金融面で支援する。

（株）日本政策投資銀行

追加額：2,000億円（財政融資）

- ✓ **足下でのエネルギー価格高騰により厳しい状況にある事業者に対する資金面での支援**を実施するとともに、**脱炭素社会実現に向けたGXに資するインフラ整備**（脱炭素・トランジションに向けた取組、再エネ拡大に向けた送配電網等の整備等）を推進するための金融支援を行う。

（独）住宅金融支援機構

追加額：200億円（政府保証）

- ✓ **政府保証付きのグリーンボンド（※）**を追加で発行し、**省エネ性に優れた住宅の普及を促進**する。
※一定の省エネ基準を満たす住宅の住宅ローン債権に対応するもの。

(参考) 令和4年度財政投融资計画補正(案)の概要

(単位：億円)

機 関 名	令 和 4 年 度 当 初 計 画	令 和 4 年 度 補 正 追 加	令 和 4 年 度 補 正 追 加 後
独立行政法人国際協力機構	6,417	5,010	11,427
株式会社国際協力銀行	16,060	3,000	19,060
株式会社日本政策投資銀行	7,000	2,000	9,000
独立行政法人住宅金融支援機構	2,549	200	2,749
その他機関	156,829	—	156,829
合 計	188,855	10,210	199,065

(参考) 財政投融资計画額の推移 (フロー)

